

\*\*\*\*\*  
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 28 年 12 月 16 日  
-No.170- 事務局：山口県消費生活センター  
\*\*\*\*\*

■保健所職員を装った不審電話について■

山口県内で、保健所の職員を装い、個人情報聞き出そうとする不審電話が発生しました。  
このような保健所職員を装った不審電話や、心当たりがない連絡があった場合は、必ず保健所に確認していただき、絶対にその場で回答しないよう注意してください。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○県健康増進課 注意喚起情報

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kansensyou/201612140001.html>

■「当選金」の受取名目で、電子マネー購入を要求する架空請求詐欺事件発生！■

県内で、高額当選金受取名目で約 2,000 万円分の電子マネーを購入させ、額面分の金額を騙し取る詐欺事件が発生しました。今後も発生する恐れがあるため注意が必要です。

電子マネーとは・・・

現金の代わりに、予めチャージまたは自動チャージしたカード、もしくはクレジットカードでの自動引き落とし(後払い)を設定したカードやスマホなどで支払いをすることができる電子のお金です。

山口県警によると、このような電子マネーを悪用した詐欺事件は、昨年度に比べて増加しているとのことです。電子マネーは、コンビニや量販店等で簡単に入手できることから、詐欺業者がこのようなカードを消費者に購入させ、そのカードに記載された番号等をメールやファックスなどの方法で伝えさせる手口により、消費者からその価値をだまし取るトラブルが発生しています。業者が電子マネーを購入するよう指示する場合、その業者は詐欺業者である可能性が高く、消費者がカードの価値をだまし取られたことに気づいても、被害回復が大変困難となります。

業者から指示されても、電子マネーを購入したり、そのカード番号等を伝えたりすることは、カード自体を業者に譲ってしまうのと同じことなので、絶対に行わないようにしましょう。

■「うそ電話詐欺被害防止緊急リレーメッセージ」について■

うそ電話詐欺被害は依然として多く発生しており深刻な状況にあり、現在県民総ぐるみによる「うそ電話詐欺撲滅県民運動」を推進しています。

そこで、被害防止に向けて「キーワード」を盛り込んだ緊急リレーメッセージを県民の皆さまに視聴していただきたいと思えます。

一人でも多くの方に視聴していただき、うそ電話詐欺について理解し、家族や親族、ご近所にお住まいの方が被害に遭わないよう、相互の声かけを進めるなど、うそ電話詐欺撲滅県民運動の推進に御協力をお願いいたします。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○山口県警「うそ電話詐欺被害防止緊急リレーメッセージ」

[http://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp/contents/page\\_b001\\_000065.html](http://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp/contents/page_b001_000065.html)

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

最優秀賞

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ〇=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>